

…特定防火対象物

項	主な建物	点検結果報告の期間	
1	イ 劇場、映画館、演芸場	1年に1回	
	□ 公会堂、集会場		
2	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブ その他これらに類するもの		
	□ 遊技場、ダンスホール		
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗		
	ニ カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等		
3	イ 待合、料理店 その他これらに類するもの		
	□ 飲食店		
4	百貨店、マーケット その他の物品の販売を営む店舗又は展示場		
5	イ 旅館、ホテル		3年に1回
	□ 寄宿舎、下宿、共同住宅		
6	イ 病院、診療所、助産所		1年に1回
	□ 認知症グループホーム、老人短期入所施設、特別養護・養護老人ホーム、有料老人ホーム(高介護度)、乳児院、知的障がい児施設、障がい者支援施設、有料老人ホーム(低介護度)		
	ハ 老人デイサービス、老人福祉サービス、児童養護施設、障がい者支援施設、有料老人ホーム(低介護度)、知的障がい児通園施設、保育園		
	ニ 幼稚園、特別支援学校		
7	小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校		3年に1回
8	図書館、博物館、美術館		
9	イ 公衆浴場のうち、蒸気・熱気浴場(サウナ、スーパー銭湯等)	1年に1回	
	□ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
10	駅、バスターミナル、渡船場等	3年に1回	
11	神社、寺院、教会等		
12	イ 工場、作業場		
	□ 映画スタジオ、テレビスタジオ		
13	イ 自動車車庫、駐車場		
	□ 飛行機又はヘリコプターの格納庫		
14	倉庫		
15	前各号に該当しない事業所(事務所、美容室、鍼灸院)		
16	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は防火対象物		1年に1回
	□ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物		
16の2	地下街	1年に1回	
16の3	建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続した地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る)		
17	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡等の建造物	3年に1回	
18	延長50m以上のアーケード		